

佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス事業）

重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご利用者様に対して訪問型サービス事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 事業者

法 人 名	社会医療法人 小寺会
代表者氏名	理事長 小寺 隆三
法人所在地	大分県佐伯市常盤東町6番30号
電 話 番 号	0972-22-8846

2. サービス提供事業所の概要

事業所名称	ヘルパーステーション 佐伯の太陽
事業所所在地	大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
事業所番号	4470501869
電 話 番 号	0972-20-3988
F A X 番 号	0972-22-7488
管理者氏名	山本 博子

3. 当事業所の運営方針

- 1 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に、努めるものとする。

4. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	佐伯市
営 業 日	月曜日～日曜日
受付時間	8時～17時
サービス提供時間	8時～17時 ※標記以外の時間帯はご相談に応じます。

5. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
管理者（兼務）	1名		従業員の管理、業務の管理
サービス提供責任者	2名		サービス計画の作成 訪問介護員の訪問計画、調整等
訪問介護員	2名	8名	計画に基づいた訪問介護業務
介護福祉士	2名	3名	
訪問介護養成研修 （ヘルパー2級）		5名	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

※ ご利用者様に対しての具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、ケアプランに沿って当事業所によりサービス計画が立てられ、同意を得てサービスが実施されます。

1 はつらつ事業 (生活機能向上型サービス)

筋肉や関節などを使わなくなった事により、腕や脚、体幹の機能等低下がみられる方に、生活機能の向上、生活支援を目的として、ヘルパーが訪問し適切な声掛けや体操指導等を行うサービスです。

(調理、掃除、入浴、屋内外の歩行等)

2 サポート事業 (生活機能向上型サービス)

筋肉や関節などを使わなくなった事により、腕や脚、体幹の機能等低下がみられる方に、生活機能の向上、生活支援を目的として、ヘルパーが訪問し適切な声掛け等を短時間行うサービスです。

(買い物、ゴミ出し、入浴、着替え、調理の下準備、洗濯物の取り込み等)

(2) サービスの利用期間

利用者の種別	利用期間
事業対象者	3ヶ月まで又は、6ヶ月まで
要支援 1 の利用者	3ヶ月まで又は、6ヶ月まで
要支援 2 の利用者	3ヶ月まで又は、6ヶ月まで

(3) 利用時間と利用料金

種 類	利用時間	回 数	利用料金/月額		
			1 割	2 割	3 割
はつらつ事業 (生活機能向上型 サービス)	60分程度/回	週1回程度	1,176円	2,352円	3,528円
		週2回程度	2,349円	4,698円	7,047円
		週2回を 超える程度	3,727円	7,454円	11,181円
サポート事業 (生活機能向上型 サービス)	30分程度/回	週1回程度	742円	1,484円	2,227円
		週2回程度	1,483円	2,966円	4,449円
		週2回を 超える程度	2,353円	4,706円	7,059円

※ はつらつ事業とサポート事業の併用での利用は出来ません。

※ 初回訪問に際し、初回訪問加算200円を頂きます。

※ 当事業所は介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を加算させて頂いています。

※ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、サービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

(4) 利用料金のお支払

- 1 利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求いたします。
- 2 翌月20日までに、集金 ・ 郵便口座にて自動引落としとなります。
- 3 当事業所の指定口座への振込（振込手数料は支払者のご負担となります）

7. 利用の変更・中止

利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

サービス利用変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

8. サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供に際して、担当の訪問介護員を決定します。なお、ご利用者様からの訪問介護員の指名はできません。

9. 訪問介護員の交替

① ご利用者様からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにしてお申し出下さい。

② 事業所からの訪問介護員の交代

事業者の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、ご利用者様にサービス上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

10. サービス実施時の留意点

① ご利用者様は計画に位置付けられたサービス以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。

② サービスの実施に関する指示、命令はすべて事業所が行います。

③ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使わせていただきます。また、ご利用者様のサービスに関する事務所への連絡についても、電話を使用させていただくことがあります。

④ 訪問介護員は、次に該当する行為は行いません。

1 医療行為

2 ご利用者様もしくはご家族様等からの、金銭又は豪華な物品の授受

3 ご利用者様の家族様に対するサービスの提供

4 飲酒及びご利用者様やご家族様の同意なしに行う喫煙

5 ご利用者様やご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

6 その他ご利用者様やご家族様等に対して行う迷惑行為

1 1. キャンセル料について

訪問の前日までに連絡を頂けた場合	無料
訪問の前日までに連絡を頂けなかった場合	1,000円

※ただし、緊急な事情による突然の訪問中止はキャンセル料を頂きません。

1 2. サービス提供中の緊急事態の対応

サービス提供時に、ご利用者様の体調に急変が生じた場合等の緊急時には、主治医、ご家族様、ケアマネージャー等と連携をとり、適切に対応いたします。

主治医	病 院 名	電 話
	所 在 地	
	主 治 医	

緊 急 連絡先	お 名 前	(続き柄)	
	住 所		
	電話番号	自宅	携帯

1 3. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情受付窓口	ヘルパーステーション佐伯の太陽
苦情解決責任者	山本博子
受付時間	毎週 月曜～土曜 (祝日を除く) 8時 ～ 17時
電話番号	0972-20-3988

1 4. 公的機関においても、次の機関において苦情や相談等ができます。

佐伯市役所高齢者福祉課介護保険係 電話番号 0972-22-3117
佐伯市地域包括支援センター 電話番号 0972-23-1632

【 説明確認欄 】

サービス契約の終結にあたり、上記により重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日 重要事項説明者氏名 ㊞

所 在 地 大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
事業者名 社会医療法人 小寺会
ヘルパーステーション 佐伯の太陽
管理者名 山本 博子 ㊞

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、この訪問介護重要事項説明書は2部作成し、事業所と利用者が各1部を保有するものとします。

利用者

住 所 _____

お名前 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

お名前 _____ 印

契約者との続き柄 _____